

# 令和6年1月から両立支援等助成金に 「育休等業務代替支援コース」を新設しました

## 育休中等業務代替支援コース

育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用(派遣受入を含む)を実施した中小企業事業主に支給します。

※①③は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース(第1種)、育児休業等支援コース(育休取得時)のいずれかと併用可能です。

	支給額	
①手当支給等(育児休業)	ABの合計額 (最大125万円)	A.業務体制整備経費：5万円 (育休1か月未満：2万円) B.手当支給総額の3/4(※1) ※上限10万円/月、12か月まで
②手当支給等(短時間勤務)	ABの合計額 (最大110万円)	A.業務体制整備経費：2万円 B.手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③新規雇用(育児休業)	代替期間に応じた額を支給(※1) 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	
有期雇用労働者加算	10万円加算(※3)	

※1 プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり

※2 ①～③全てあわせて1年度10人まで、初回から5年間支給

※3 育休取得者/短時間勤務者が有期雇用労働者かつ業務代替期間1か月以上の場合に加算

### おもな要件

#### ①手当支給等(育児休業)

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への**手当制度等を就業規則等に規定**
- 対象労働者が**7日以上**の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への**手当等の支給**(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

#### ②手当支給等(短時間勤務)

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への**手当制度等を就業規則等に規定**
- 対象労働者が**育児のための短時間勤務制度を1か月以上**利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への**手当等の支給**(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

#### ③新規雇用(育児休業)

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が**7日以上**の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が育児休業中に**業務を代替**(業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動)

加算 一定の場合に助成金の支給額が加算されます

#### A. 有期雇用労働者加算

育児休業取得者や短時間勤務制度の利用者が**有期雇用労働者の場合**に、**支給額が10万円加算**されます。  
※業務代替期間が1か月以上の場合に限ります。

A 支給額  
10万円

#### B. 育児休業等に関する情報公表加算

自社の育児休業取得状況等に関する情報を指定のサイト上で公表した場合、**支給額が2万円加算**されます。  
※最初の**1回に限り対象**となります。

B 支給額  
2万円

◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課(052(857)0313)へお問い合わせください。